

令和7年第9回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和7年8月28日（木） 18時00分～19時04分

場 所 うきは市役所 西別館 第一会議室

招 集 樋口 則之（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 處 愛美（委員）
家永 由里子（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 江藤 良隆（学校教育課長） 佐藤 重信（生涯学習課長）
坂本 正明（指導主事） 熊懷 真孝（教育総務係長）

議 事 議案第28号 うきは市人材情報センター設置規則の一部を改正する規則について

議案第29号 うきは市生涯学習人材バンク設置規則の一部を改正する規則について

議案第30号 令和7年9月補正予算要求について

協議事項

報告事項 （1）区域外就学について 該当者なし
（2）生徒指導上の諸問題に関する実態調査（令和7年7月末 月例報告）について

その他 （1）令和7年9、10月分 主な行事予定

閉会 次回教育委員会開催日時 10月7日（火）18時00分～

- 教育長 ただいまから、第9回うきは市教育委員会定例会を開会いたします。
うきは市教育委員会会議規則第3条2項により開催いたします。
会議の日程は本日限りいたします。
公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条、第12条による守秘義務がありますので、よろしくお願い申し上げます。それでは開会いたします。
本日の議事録署名者は、古賀委員にお願いいたします。
それでは議事に参ります。説明をお願いいたします。
- 教育長 諸般の報告です。事務局から説明はありますか。
- 事務局 資料はございませんが、浮羽町域の学校のあり方検討委員会の件ですが、中間まとめが整いましたので、教職員向け、保護者向け、地域向けの説明会を順次開始しているところです。また、その資料は8月25日にうきは市ホームページ上で閲覧可能な状態としております。
- 教育長 先日議決をいただいております服務上の措置については、先ほど職務代理者とともに口頭注意をおこないましたことをご報告いたします。
- 教育長 それでは議案の方に参加します。事務局お願いします。
- 事務局 生涯学習課より議案第28号うきは市人材情報センター設置規則についてご説明いたします。（議案28号を読み上げる。）
3，4ページに新旧対照表ございますが、規則に関わる事業体としましては学校支援ボランティア（うきはっ子応援隊）になります。導入の経過としては、平成25年度のうきは市民大学開校後、平成26年度にうきは市人材情報センター、うきは市生涯学習人材バンクを発足しましたが、規則を定め、ボランティア派遣事業をスタートしましたが、登録者数や派遣回数は伸び悩み、さらに新型コロナウイルス感染症の影響もあり、停滞した時期がありました。令和3年に、うきは市人材バンクボランティアの在り方を見直し、令和4年度より学校支援に特化したボランティア「うきはっ子応援隊」の新設を決定し、予算の拡充、広報活動を強化した結果、令和4年度以降は、登録者数や派遣回数は順調に増加傾向にあります。このような経緯でございますが、現在の人材情報センター、人材バンクの状況と設置規則を見比べました際に、乖離があると考えましたので、見直しを行ったものです。以上でございます。
- 教育長 現状にそぐわない部分について、見直しを行ったものということです。皆様ご質問等あればお願いいたします。

- A委員 人材情報センターの役割とは端的に言うとどのようなものなのでしょうか。
- 事務局 現行では規則の1条に記載がございますが、やっていない部分もありましたので、その部分を整理して「人材に関する相談及び連絡調整に関すること。関係機関との連絡調整に関すること。その他情報センターに必要なこと。」としております。
- A委員 現状、情報発信はしていないが、ボランティアされる方々の人材バンク的な集約をしているわけではないのか。
- 事務局 第3条にありますように人材の連絡調整を関係機関（行政機関・社会福祉協議会等）と行っております。組織間での役割重複等もございました。
- B委員 人材情報センターと生涯学習人材バンクは別の組織ですよ。それで、人材情報センターというのは、人材バンクの登録人材について連絡調整するような役割ですか。
- 事務局 おっしゃるとおりです。そこで同じような名称の組織がございまして。生涯学習課では事務局を社会教育係が担っており、社会福祉協議会が行っているバンク等もあり、その辺りの調整を人材情報センターが担っているというよりも社会教育係が担っている訳です。当初大きく組織建てをしておりましたが、実際は1係内で情報センター・人材センター全ての内容を行ってきたためです。
- A委員 うきはっ子応援隊はセンターが調整を行っているのか。学校の要望（丸付け支援や地域からの要望）等について。そしてこれからは、調整は行うが対外的な発信はやらないという理解でよいのか。
- 事務局 うきはっ子応援隊に変わったが、そのまま人材情報センターや人材バンクが現状に合わないまま残ってしまっていました。それを整えるものです。
- B委員 それでは人材情報センターの3条で削除した（1）人材情報の集約、管理及び提供に関すること（2）人材の登録、変更及び取り消しに関することは、人材バンクの方でやっているという理解で良いのか。
- 事務局 はい、その通りです。
- 教育長 先ほどから出ておりましたように、情報センターと人材バンクの重複する部分がございましたので、整理をしたものです。

ご承認いただけますでしょうか。

全委員 賛成。

教育長 ありがとうございます。それでは次の議案に参ります。事務局お願いします。

事務局 続きまして議案第29号です。（議案29号を読み上げる。）うきは市生涯学習人材バンクの設置規則の一部を改正する規則となります。新旧対照表の8～11ページをご覧ください。

こちら、議案第28条でご説明しましたとおり、「うきは市生涯学習人材バンク」を、現在の人材バンクの実体に合わせるため、（設置）規則を改めるものです。

まず、第4条（3）事業として行うのは、人材の「派遣」であり、「要請」ではないため修正するものです。

第5条（2）ボランティアには一定の責任も伴うためボランティア可能な者の年齢制限を満15才以上とする。を定めたものです。具体的には吉井食堂など、朝倉光陽高校や浮羽究真館高校の生徒が参加していることから下限年齢を定めるものです。

同条（3）保険加入の有無は個人の自由であり、ボランティアの際の事故については市民活動保険が適用されることから、ボランティア登録に制限をかける必要はないため削除（市民活動保険の内容を周知したうえで、補償内容に不安があれば、各自、別に保険に加入してもらう）するものです。

同条2（2）と（3）については、ともに暴力団に関する規程であるため、統合したうえで、分かりやすい文言に修正したものです。第6条（3）活動内容に「公共機関が行う委員会等の委員として活動」してもらうことは、ボランティアの枠を超えているため削除するものです。第7条「うきは市生涯学習人材バンク登録申請書」の様式を別記様式として載せているが、今後、様式の変更がありえるため、規則の中には載せないことにするものです。第9条 登録者情報の公表内容として、年齢や住所等不要なものが挙がっているため、個人情報保護の観点から、必要最低限な情報を派遣先にのみ伝えることに変更するものです。第12条人材バンクの利用者は、「学習、教育活動を行う公共機関」となっているが、学校以外に保育所、学童保育所の利用も見込まれるため「等」を追加するものです。第13条利用者負担経費に「交通費」と記載されているが、「交通費」相当分は費用弁償として、市から支払われるため削除するものです。第14条庶務を行うのは、「生涯学習課」と部署名になっているので、機関名を追加するものです。以上説明いたします。

- 教育長 人材バンクについての説明がございましたが、みなさまのなにかご意見等ございますか。
- C委員 13条の記載で交通費が外れているが、そのあたりはいかがか。
- 事務局 交通費も含めた金額を1回につき1,000円を費用弁償でお支払いしております。
- 教育長 みなさま、議案29号についてはいかがでしょうか。
- 全委員 賛成。
- 教育長 それでは次の議案に参ります。事務局お願いします。
- 事務局 12ページから令和7年度9月補正予算要求についてです。(議案30号を読み上げる。)債務負担行為について説明いたします。13ページです。小学校給食調理等業務委託料、中学校給食調理業務委託料を計上しております。期間はどちらも令和7～10年度となります。
- 現在の契約が令和8年3月31日で切れますので、令和8年4月1日から3年間の長期契約を締結するために債務負担行為を設定いたします。令和7年度～となっているのは、今年度中に入札等で契約を予定しますので今年度からとしております。
- 15ページの一般校具教科用備品購入費ですが、50万円を計上しております。吉井中学校の元保護者の方より、子どもさんが卒業するにあたり市へご寄附をいただく流れとなり、6月補正で歳入予算を計上していましたが、今回使途が定まりましたので歳出予算を計上するものです。
- 中学校からは演台用の幕に使用したいと聞いております。続いて16ページです。緊急発掘調査作業員謝礼です。事業者より依頼を受けて文化財の発掘調査を行うものです。事業が終わりましたら、14ページに計上しております歳入で発掘調査負担金を事業者側にお支払いいただくものです。
- 17ページです。災害における追加提案を予定しております。7月の落雷を受けて施設に被害があった分について、補正予算を要求するものです。
- 教育長 補正予算について、みなさまからご意見ございますか？
無いようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。
- 全委員 賛成。

教育長 協議事項はありますか。

事務局 ありません。

教育長 それでは報告事項をお願いします。

事務局 報告事項

（１）区域外就学について

該当なし

（２）生徒指導上の諸問題に関する実態調査については令和７年７月末月例報告のいじめ、不登校兆候、不登校等の状況等について報告。

その他

（１）主な行事予定 学校教育課、生涯学習課スケジュールを読み上げる。

教育長 次回の教育委員会の開催日は１０月７日（火）で調整いたします。１８：００から西別館第１会議室の予定といたします。

全委員 了解。

教育長 以上をもちまして、第９回うきは市教育委員会定例会を閉会いたします。